

利根町行政改革大綱

平成22年度～平成31年度

平成29年2月一部改正

茨 城 県 利 根 町

■ ■ ■ 行政改革大綱目次 ■ ■ ■

■序 章	行政改革大綱の一部改正にあたって・・・・・・・・・・	1
	行政改革の必要性・・・・・・・・・・	2
■第1章	行政改革大綱と行動計画の役割分担・・・・・・・・・・	3
■第2章	行政改革の取り組み視点・・・・・・・・・・	4
■第3章	行政改革の具体的施策・・・・・・・・・・	5
	施策の体系図	
	施策の取り組み方針	
■第4章	行政改革の進行管理・・・・・・・・・・	10
	行政改革の進行管理	
	行政改革の進捗状況の公表	

■ 序 章

行政改革大綱の一部改正にあたって

利根町行政改革大綱及び利根町行政改革行動計画の計画期間を平成31年度まで延長して、引き続き行政改革に取り組みます。

平成22年3月に「利根町行政改革大綱」を策定し、町民サービスの向上、並びに社会・経済情勢の変化に適切な対応ができる効果的な行政運営を進めてきました。現在の行政改革大綱の計画期間は、昨年3月に2年延長したため、平成22年度から平成29年度となっていますが、計画期間を平成31年度まで更に延長して、大綱の基本方針を継続しつつ、引き続き行政改革に取り組んでまいります。

◆ 計画期間再延長の理由

町が行う様々な施策や事業は、「第四次利根町総合振興計画」に基づいて進められています。この「第四次利根町総合振興計画」は、平成10年度から平成32年度までの計画となっていますが、基本構想の見直しや「利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性の観点から、新たな計画を策定し施策を展開する必要があります。

町の最上位計画である「総合振興計画」の基本構想と基本計画の策定につきましては、平成29年度と平成30年度の2年間で策定し、平成31年度から新たな「総合振興計画」としてスタートいたします。

これにより、行政改革大綱・行動計画につきましても、町の行政運営の方向性を示す「総合振興計画」のスタート後に策定することが、より効果的であるため、更に計画期間を2年延長することといたします。

また、延長期限となる平成31年度までの取り組みにつきましては、現行の基本方針を継続し、行動計画においては遅れのある取り組みを強化するとともに、成果が達成されたものを除外し、また、必要な取り組みを加えるなど、実情に即した取り組みを進めてまいります。

平成29年2月
利根町長 遠山 務

行政改革の必要性

利根町集中改革プランでの取り組み

本町では、国の「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、利根町行政改革大綱を基本に、平成17年度から平成21年度までの5カ年間を実施期間とした「利根町集中改革プラン」を策定し、町民のご理解とご協力を得ながら、全庁総力を挙げて歳入歳出の両面から徹底した行政改革を断行してきました。

この集中改革プランで定めた目標のうち、人件費の削減や委託料の見直しなどの歳出削減策については達成してきましたが、歳入確保策では目標達成に至っておらず、歳入の確保が最大の課題となりました。

社会情勢と本町の財政状況

我が国の財政状況は、国と地方とを合わせた累積債務残高が、主要先進国の中でも最悪の水準であるといわれています。さらに、平成20年のいわゆるリーマンショックを契機として、百年に一度といわれた世界的な金融危機が発生し、我が国の経済に大きな打撃を与えました。

このような社会情勢の中で本町は、財政調整基金や特定目的基金などを取り崩しながら財政運営を行っており、基金残高は年々減少している状況にあります。歳入の町税では、町民税が人口の減少や高齢化、さらに固定資産税が地価公示の下落により減収することは明らかであり、また町税と同様の根幹的な財源である地方交付税は、配分原資となる国税の落ち込みなどにより不透明な状況にあります。

一方の歳出は、人件費などの義務的経費を含む経常的な経費を、行政改革により削減しているものの、塵芥処理組合など一部事務組合への多額の負担金や各特別会計への繰出金が財政を圧迫し、さらに、高齢化によって扶助費が増大していくと考えられ、引き続き、厳しい財政状況が続くものと予測しています。

新たな改革の必要性

このような厳しい財政状況の中で、住民に一番身近な基礎的自治体として、しっかりとした財政基盤を確立し、特色あるまちづくりを進めていくためには、職員一人ひとりが、コスト意識や行政サービス向上などの経営感覚を併せ持ち、多種多様化する行政課題に迅速に対応していくと共に、前例踏襲ではなく、住民の立場で事務事業の成果を検証していくことが重要と考えます。

これまでの集中改革プランでの基本的な考え方や取り組みを引き継ぎ、さらなる努力を行い、時代に即した取り組みを進めていくための新たな指針を策定し、町民のご理解とご協力を得ながら、引き続き、行政改革を推進する必要があります。

平成22年3月

利根町長 遠山 務

■第1章 行政改革大綱と行動計画の役割分担

本町の行政改革は、この行政改革大綱（以下、「大綱」という。）と、この大綱に掲げる行政改革の具体的な施策の取り組みをまとめた行政改革行動計画（以下、「行動計画」という。）に基づいて行います。

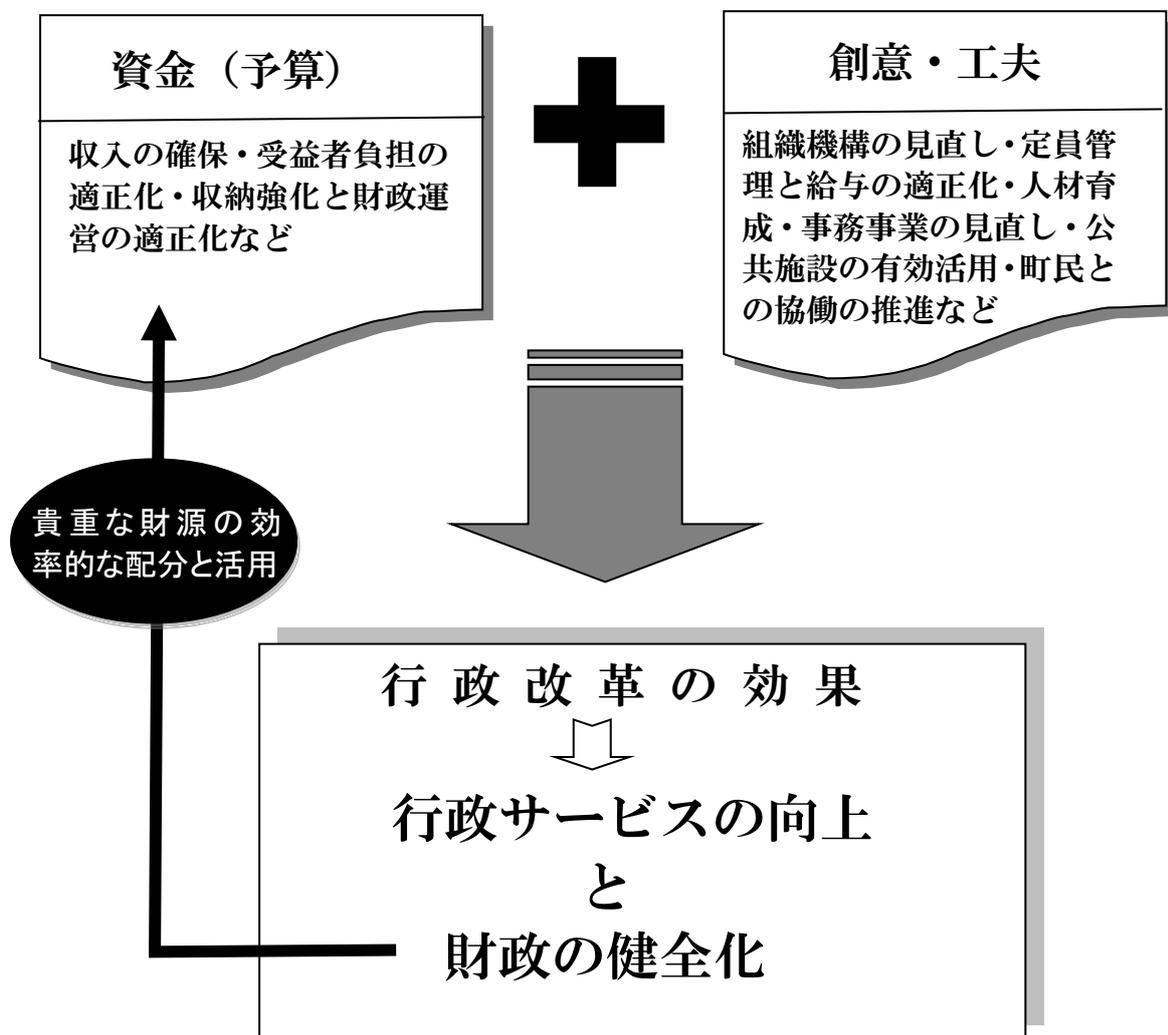
大綱と行動計画の役割分担は次のとおりです。

	目 的	内 容	計画期間
大 綱	効率的な行政運営と財政の健全化を図るため、行政改革の基本方針を定めます。	重点的な取り組み事項とその基本方針を定めます。	平成22年度 ～ 平成31年度
行動計画	大綱に沿った行政改革の具体的な施策の取り組みを定めます。	取り組むべき施策の内容と計画年度、また、可能な限り数値目標を設定します。	計画期間を前期と後期に分けます。 【前期計画】 平成22年度 ～ 平成24年度 【後期計画】 平成25年度 ～ 平成31年度

■第2章 行政改革の取り組み視点

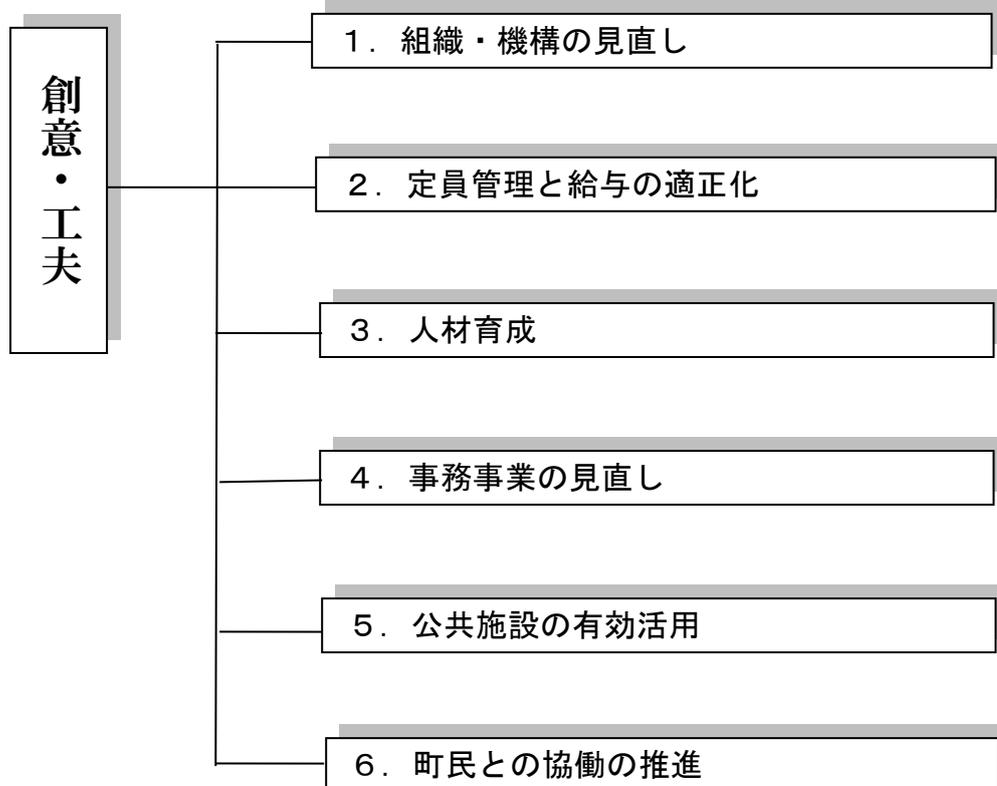
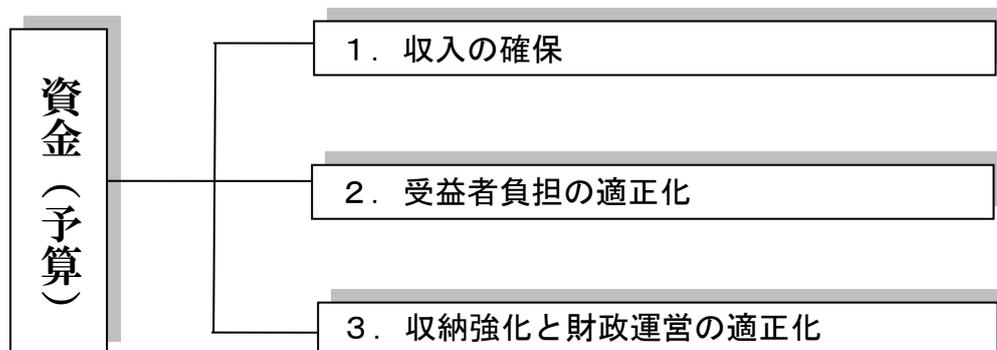
事業の「効果（行政サービス）」は、事業に投入する「資金（予算）」と、それにどのような工夫を加えるかの「創意・工夫」によって決まります。

このようなことから、限られた財源である「資金（予算）」をどのように確保し活用していくか、そして、どのような「創意・工夫」を加味していけばよいかを視点に施策を展開していきます。



■ 第3章 行政改革の具体的施策

◆ 施策の体系図



◆ 施策の取り組み方針

資金（予算）

1. 収入の確保

自主財源の乏しい本町にとって、歳入の大きな割合を占める町税の増収を図ることは、行政の大きな課題です。企業誘致や既存産業の振興を図り、地域経済を活性化させ自主財源の確保につながる施策に取り組みます。また、広報媒体などへの広告掲載や遊休資産の積極的な売却など、さまざまな収入確保策に取り組みます。

【講ずべき措置】

- ① 企業の誘致を進め、自主財源の確保と地元雇用の促進を図る。
- ② 広報媒体や広告掲載可能なものを見出して、広告掲載による広告料の収入を確保する。
- ③ 各施設・学校における職員及び学校教職員の駐車場有料化により財源を確保する。
- ④ 遊休資産の売却を進める。

2. 受益者負担の適正化

使用料や手数料については、各種行政サービスによって生じる特別な受益に対して徴収されるものであり、サービス原価等を考慮して、公平性の観点から定期的な見直しを図り適時適切な改定を行います。

【講ずべき措置】

- ① 公共料金については、行政コストを重視し、定期的に見直しを行い受益者負担の適正化を図る。
- ② 受益と負担の観点から、公共施設使用料やその減免基準及び、減免対象者の見直しを行う。

3. 収納強化と財政運営の適正化

不安定な経済情勢や町の人口の減少、ますます進展する高齢化、さらには地価公示の下落により、本町の町税は減収することが予測され、大変厳しい状況にあります。

引き続き、町税を中心とする自主財源の確保に努め、町政運営の基盤である財政基盤の強化を図ります。

【講ずべき措置】

- ① 納税相談や滞納整理を行い、税負担の公平性と財源確保の観点から収納対策の強化を図る。
- ② 基金の有効活用を図るため、特定目的基金の整理統合を検討する。
- ③ 受益と負担の公平性の観点から、特別会計や企業会計は独立採算制を基本とする。

創意・工夫

1. 組織・機構の見直し

組織は、常に社会経済情勢や行政需要の変化に対応できる柔軟なものでなければなりません。指揮命令系統の明確化を図り、多様な町民ニーズや新たな行政課題に対応でき、町民にわかりやすく利用しやすい組織・機構を確立します。

【講ずべき措置】

- ① 現下の社会経済情勢や行政需要に対応しているかを常に検証し、適時適正な組織・機構の見直しを行う。
- ② 類似性の高い事務内容や同様の事務処理については、同一組織において処理するよう見直しを行うなど、合理的・機能的な事務処理体制の確立を図る。
- ③ 各種審議会等附属機関については、設置目的、審議の内容、活動の実態などを十分精査し、設置目的が達せられたものや類似の内容を審議するものの統廃合、委員定数などの見直しを行う。また、女性委員の積極的な登用を推進する。

2. 定員管理と給与の適正化

地方公共団体は、民間企業と比較すると「人」を介してサービスを提供する割合が非常に高い状況にあります。しかしながら、サービスの増加に比例して職員数を増やすことは、恒常的な人件費の増加につながります。その反面では、計画的に新規職員の採用を行わなければ、組織構造に歪みも現れることから、定員管理適正化計画に基づき行政需要や年齢構成に配慮した職員の適正な定員管理と給与の適正化に努めます。

【講ずべき措置】

- ① 定員管理適正化計画に基づき、行政需要や年齢構成に配慮し、長期的な見通しを立てた定員管理に努める。
- ② 給料や諸手当の適正化に努める。

3. 人材育成

地域主権の中で、特色あるまちづくりを推進していくためには、職員の専門的な知識と行政運営のより一層の創意・工夫が求められています。これらに対応できる職員を育成し、限られた職員数の中で、最大の効果を発揮していくため人材の育成に努めます。

【講ずべき措置】

- ① 高度化・専門化する行政課題や要望に対応できる職員を育成するため、専門研修の受講を推進する。
- ② 職員の能力開発と職務への意欲の高揚を目的に、業績評価や成績・能力評価を行う人事評価制度の確立を図る。

4. 事務事業の見直し

行政が「やらなければならないのは何か、省くのは何か」といった行政関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効率・効果等の検証を行い、限られた財源と人員で「最小の経費で最大の効果を上げる」ことを基本に、事務事業の徹底的な見直しを行います。

【講ずべき措置】

- ① 行政関与の必要性、費用対効果の検証や説明責任の観点から行政評価システムの検討を進める。
- ② 施設、公園などの維持管理業務、電算委託など委託業務の見直しを図る。

- ③ 需用費などの徹底した内部管理経費の節減を図る。
- ④ 補助事業については、事業の目的・内容等を検証し、公益性が希薄なもの、及び初期の目的を達成したものは既得権化を払拭して、補助金の廃止や削減を図る。

5. 公共施設の有効活用

弾力的な施設運営管理と利用者の利便向上、経費の節減を図るため、指定管理者制度の導入を推進します。

【講ずべき措置】

- ① 公共施設への指定管理者制度の導入を十分に検討し、積極的な推進を図る。

6. 町民との協働の推進

本町では、保健・福祉活動や地域づくりなどの分野で、町民やボランティア団体、NPOなどが主体的に活動しています。町民と行政が対等な立場で、それぞれの視点から見たきめ細かな行政サービスの実現に向け、協働の関係を構築していくことが重要です。そのための仕組みづくりや環境づくりとして、町民活動に対する支援や必要な情報の共有化など支援体制の強化を図ります。

【講ずべき措置】

- ① まちづくりや地域の自主的な活動を行う町民の団体に対して支援を行う。
- ② ボランティア等町民の自主的な活動との連携を図る。
- ③ 行政情報の積極的な公開と提供を行い、情報の共有化を図る。

■第4章 行政改革の進行管理

◆ 行政改革の進行管理

◇ 行政改革懇談会

民間の有識者からなる行政改革懇談会を設置し、行政改革に対する町民の意見を反映させます。

◇ 行政改革推進本部

庁内に行政改革を推進する体制として、町長を本部長とする行政改革推進本部を設置し、行政改革にかかる重要事項の総合調整や進行管理を行います。

◆ 行政改革の進捗状況の公表

取り組みの進捗状況については、広報やホームページ等により広く町民に公表します。

利根町行政改革大綱

平成22年度～平成31年度

平成22年3月改訂
(平成29年2月一部改正)
利根町企画財政課
